平成３０年度

第２４回大分県教育委員会　議事録

日　時　平成３１年３月５日（火）
　　開会１３時３５分　　閉会１４時２５分

場　所　教育委員室

平成３０年度
第２４回大分県教育委員会

【議　事】

（１）議　案

第１号議案　教育職員免許状に関する規則等の一部改正について
第２号議案　大分県立高等学校学則等の一部改正について
第３号議案　久住高原農業高校への学校運営協議会の設置について

（２）協　議

①教員採用試験の見直しについて
②大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則の制定について

（３）その他

【内　容】

1　出席者

	教育長	工　藤　利　明
委　員	委員	林　　浩　昭
	委員	岩　崎　哲　朗
	委員	松　田　順　子
	委員	高　橋　幹　雄
	委員	鈴　木　　恵

事務局	理事兼教育次長	宮　迫　敏　郎
	教育次長	姫　野　秀　樹
	教育次長	後　藤　榮　一
	参事監兼教育人事課長	法華津　敏　郎
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗　岡　　功
	参事監兼特別支援教育課長	後　藤　みゆき
	教育改革・企画課長	中　村　崇　志
	教育財務課長	佐　藤　誠一郎
	福利課長	阿　部　浩　康
	義務教育課長	米　持　武　彦
	高校教育課長	楢　崎　信　浩
	社会教育課長	石　井　利　治
	人権・同和教育課長	樋　口　哲　司
	文化課長	阿　部　辰　也
	体育保健課長	井　上　倫　明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山　上　啓　輔
	教育改革・企画課主幹	下　鶴　直　哉
	教育改革・企画課主査	三　浦　晃　史

2　傍聴人　　3　名

開会・点呼

（工藤教育長）

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成３０年度 第２４回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

（工藤教育長）

本日の議事録の署名委員でございますが、鈴木委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

（工藤教育長）

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は１４時２５分を予定しています。

よろしくお願いします。

議　　事

（工藤教育長）

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の①は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

それでは、協議の①は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【議　案】

第１号議案　教育職員免許状に関する規則等の一部改正について

（工藤教育長）

それでは、第１号議案「教育職員免許状に関する規則等の一部改正について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

（法華津参事監兼教育人事課長）

第１号議案「教育職員免許状に関する規則等の一部改正について」についてご説明します。

３５ページの「１　改正背景」をご覧ください。

今回の県規則改正に至る経緯を説明いたします。

「(１)」に記載しておりますとおり、平成２７年１２月の中央教育審議会の答申に新たな教育課題やアクティブラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換などが挙げられました。この答申を受け、教職課程において、より実践的指導力のある教員を養成するため、「(２)」にあるとおり、平成２８年１１月に教育職員免許法が一部改正されました。この改正により、教職課程において修得が必要な科目である、大学レベルの学問的専門的内容の「教科に関する科目」と、児童生徒への指導方法などの「教職に関する科目」が統合され、教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことが可能となりました。総修得単位数に変わりはないものの、この統合により、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成できるようになりました。

この法改正に伴い、「(３)」にあるとおり、平成２９年１１月に免許法施行規則が一部改正され、施行規則においても科目区分が８科目から５科目へと統合されることで、これまで以上に機動的かつ弾力的に新たな教育課題に対応でき、教職課程の改善が弾力的にできるようになりました。このことにより、各大学の判断で創意工夫した教職課程を編成できるようになります。

以上の改正に伴い、今回の県規則の改正は、法令の委任により定めている教育職員免許状に関する規則と、単位の修得方法に関する規則を改

正するものになります。

「３　改正概要」をご覧ください。

「（１）免許規則」では、「ア」の科目の名称の整備として、科目区分の名称変更に伴い、免許規則上科目の名称を整備するものです。

また、「イ」その他規定の整備では、「①」の小学校の教科に外国語が追加されたことに伴い、規定の整備を行い、「②」の法令の改正により条ずれが生じているため、条ずれを整備します。

「（２）単位修得規則」では、免許規則と同様に「ア」の科目名称の整備を行い、「イ」の履修事項の改正に伴う規定の整備として新設、内容が追加された履修事項を整備するものです。

また、「ウ」のその他規定の整備として、三つの整備をいたします。

さらに、今回の改正に併せまして、「４」にありますように、性別記載欄の見直しとして、大分県人権尊重基本方針に係る性別記載欄の見直しに伴い、免許状申請書等における性別記載欄を削除したいと考えております。

３８ページの「免許状申請書等性別記載欄見直しについて」をご覧ください。

「１」の見直し根拠と「２」の見直し計画に基づき、「３」の見直しに係る調査がありました。「（２）エ　見直し方針」に基づき、免許状申請書等を精査したところ、「４（１）」のように、①免許状授与申請書と②推薦書に性別記載欄がありました。この性別記載欄は、法令等に根拠がなく、免許状授与に当たっては性別情報は不要であり、今後性別情報がなくても業務に支障がないと判断しまして性別記載欄を削除するものです。

「５　施行期日」としては、法令の改正に合わせ、平成３１年４月１日から施行することとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

（工藤教育長）

ただいま説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（高橋委員）

３７ページの「教職課程の見直しのイメージ」では、小学校は現行の科目から「教科及び教科の指導法に関する科目」と大幅な変更となっていますが、どのような事情からでしょうか。

（法華津参事監兼教育人事課長）

今まで「教科に関する科目」と「教職に関する科目」で分かれていましたが、一体的に履修できるように統合されました。

（松田委員）

今の件ですが、文部科学省から大学の教育課程について審査が行われ、非常に厳しい審査を受けました。ですから、教職課程のある大学では教員自身も高度な資質が求められていると思います。

（工藤教育長）

性別の記載欄削除についてはいかがですか。

（岩崎委員）

今回の改正は性的少数者の方に配慮した取扱いですので、今後はこのような方向になるのではないでしょうか。質問がありますが、実際に学校現場で性的少数者の方に対応した事例はありますか。

（法華津参事監兼教育人事課長）

自主的に申告をされている方もいます。

（岩崎委員）

そのような方から、現在、更衣室やトイレなどの設備等の面で課題を聞いていませんか。

（法華津人事課長）

今のところ、特にそのようなことは聞いていません。

（林職務代理者）

小学校の教育課程では性的少数者のことをどのように学ぶようになっていますか。

（米持義務教育課長）

小学校の学習指導要領では性的少数者への配慮については特記されていません。人権の学習として必要な時に指導をしています。

（鈴木委員）

免許状の取得については性別の情報がなくても業務に支障がないと言われますが、一方で女性幹部の登用比率や審議会の女性比率など性別情報を扱っています。人権施策として県全体で取り組むのであれば全てにおいて男女別なく取り扱うことが本来の姿だと思いますので、そのような部分も含めて整理していただきたいと思います。

（中村教育改革・企画課長）

例えば、審議会の女性比率のように男女共同参画の進捗を計るものや、また、統計上必要な情報として性別記載欄の必要なものがあります。

今回の件は、免許状の申請の際に性別の記載欄をなくしても業務の支障がないと判断してこのような対応をとるものです。

（法華津参事監兼教育人事課長）

補足いたします。今回の免許状の授与に当たっては性別が特段に必要ではないので性別欄を削除いたしますが、人事に関する情報など当然必要な情報を得るためのものについては、今後も記載欄が残ると考えます。

（工藤教育長）

ほかにございませんか。

それでは、第１号議案の承認についてお諮りいたします。第１号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

第１号議案については、提案どおり承認します。

第２号議案　大分県立高等学校学則等の一部改正について

（工藤教育長）

次に、第２号議案「大分県立高等学校学則等の一部改正について」楢崎高校教育課長から説明いたします。

（楢崎高校教育課長）

第２号議案「大分県立高等学校学則等の一部改正について」ご説明します。

今回、改正を提案する規則は、大分県立高等学校学則第及び大分県立特別支援学校学則です。

５ページの概要をご覧ください。

今回の改正は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変更されたことに伴い、規則を整備する必要があるためです。

なお、「総合的な探究の時間」は、自己の在り方・生き方と一体で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していくものであります。

改正内容としては、高等学校学則の第１３条第２項と特別支援学校学

則の第１０条第２項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めるものです。

施行期日は平成３１年４月１日を予定しております。

なお、経過措置として、平成３１年３月３１日以前に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る単位の認定については、引き続き「総合的な学習の時間」で行います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（工藤教育長）

ただいま説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（林職務代理者）

「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に名称が変わることにより、学習内容や指導する教員など多くの部分で変化があると思います。実際の高校生への指導の場面でも、様々なことを考えなければいけないと思いますが、そのことに対して、取組はどのようになっていますか。

（楢崎高校教育課長）

全般的に探究という場面が各教科の学習活動の中で取り入れられるようになります。

高等学校の場合、全国的に「総合的な学習の時間」で進路指導をはじめとして進路学習などに留まっていた状況があります。今回の学習指導要領の改訂では、そこをいかに変えていくかということで、自ら課題を発見していくこと、それを探究活動を通して解決していくことが求められています。

大分県の学校でも、中には既に探究的な学習を行っている学校もありますので、今回の改訂を機に、今後も一層進めていきます。

指導する教員もクラス担任や副担任など全ての教員で取り組んでいきますし、必要に応じて外部人材も活用していきます。

（松田委員）

これから日本の学校教育は自分で課題を発見し、自ら探究していくアクティブラーニングを主体にした教育方法に変わるので学習指導要領では探究という文言にしていると捉えています。

（楢崎高校教育課長）

委員のおっしゃるとおりです。そのようなことから、この文言が使われていると考えています。

（工藤教育長）

ほかにございませんか。

それでは、第２号議案の承認についてお諮りいたします。第２号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（工藤教育長）

第２号議案については、提案どおり承認します。

【協　議】

②大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則の制定について

（工藤教育長）

次に、協議の②「大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則の制定について」楢崎高校教育課長から説明いたします。

（楢崎高校教育課長）

〈説明概要〉

・提案理由について ・大分県立くじゅうアグリ創生塾の組織体制について ・事業課の分掌事務について ・休業日について ・施行期日について

（工藤教育長）

ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（林職務代理者）

「（３）職員の職の規定」の中で、所長は「上司の命を受け」とありますが、所長の上司とはどのような方になるのですか。

（楢崎高校教育課長）

くじゅうアグリ創生塾は、高校教育課の所管ですので、高校教育課長ということになります。

（松田委員）
　　くじゅうアグリ創生塾の所長はどのような組織に所属するのでしょうか。

（楢崎高校教育課長）
　　久住高原農業高校の校長が併任して所長となり、所属は高校教育課になります。

（工藤教育長）
　　ほかにございませんでしょうか。
　　それでは、今回の協議の結果を踏まえ準備を進めてまいります。

（工藤教育長）
　　それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でそのほか何かございませんか。
　　では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、そのほかの課室長及び傍聴人は退出してください。

（関係課以外及び傍聴人退出）

【協　議】

①教員採用試験の見直しについて

（工藤教育長）
　　次に、協議の①「教員採用試験の見直しについて」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

（説　明）

（工藤教育長）
　　ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（質疑・意見等）

（工藤教育長）
　　ほかにございませんでしょうか。
　　それでは、今回の協議の結果を踏まえ準備を進めてまいります。

（工藤教育長）

最後にそのほか何かございますか。

それでは、これで平成３０年度第２４回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。